

関西広域連合基準の自動車営業者・関係者のみなさま

大阪府及び和歌山県内のいずれかの自治体で
関西広域連合基準の飲食店営業の許可を
取得した自動車は**大阪府及び和歌山県全域**
で営業可能です！

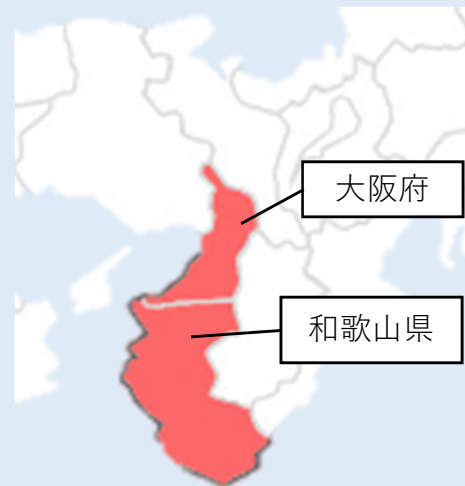
営業許可証

営業所の所在地 高槻市内一円

許可の条件

給水・廃水タンクの容量は、●●Lとする。

許可証には「**高槻市内一円**」
と記載されていますが、
大阪府及び和歌山県全域で
営業可能です。



【見分け方】

関西広域連合基準の場合、
高槻市の許可証には
許可の条件欄にタンク容量
が載っています。

